

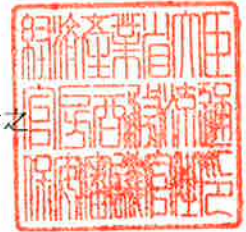
経済産業省

20170516商局第2号

電気工事士法第4条第4項第2号の養成施設の指定等について（内規）の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月29日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



電気工事士法第4条第4項第2号の養成施設の指定等について（内規）の一部を改正する規程

電気工事士法第4条第4項第2号の養成施設の指定等について（内規）（20130419商局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、平成29年7月13日から施行する。

改正案	現 行
<p>6. 養成施設の指定等の公告の方法について (略)</p> <p>経済産業大臣は、次のいずれかに該当する場合にあっては、その旨を当該養成施設の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して申請者に通知し、併せて全ての産業保安監督部長に通知するとともに、公示するものとする。また、産業保安監督部長にあっては、それぞれが管轄する都道府県知事にその旨を通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>6. 養成施設の指定等の公告の方法について (略)</p> <p>経済産業大臣は、次のいずれかに該当する場合にあっては、その旨を当該養成施設の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して申請者に通知し、併せて全ての産業保安監督部長に通知するとともに、<u>官報</u>に公示するものとする。また、産業保安監督部長にあっては、それぞれが管轄する都道府県知事にその旨を通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、平成29年7月13日から施行する